

別表

事業再構築の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
<p>事業の構造の変更</p> <p>資本の相当程度の増加による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上</p>	<p>減資前の資本金：31.42 百万円</p> <p>資本の減少：31.42 百万円</p> <p>増加前資本金：(100%減資)</p> <p>増加する資本金：90 百万円</p> <p>増資の方法：金融機関等によるデット・エクイティ・スワップによる債権の現物出資（90 百万円）</p> <p>増資の時期：平成 16 年 10 月 31 日</p>	<p>法第 12 条（新株発行等に係る現物出資の調査に関する特例）</p> <p>法第 12 条の 11 第 1 項（資本等の減少に関する特例）</p> <p>租税特別措置法第 80 条の 2（認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減）</p>
<p>事業革新</p> <p>第 2 条第 2 項第 2 号イ</p>	<p>外国人観光客の受入体制の整備及び新商品の企画・営業によるインバウンドの積極推進</p> <p>上記施策により増加する宿泊料金収入は平成 19 年 3 月期における全社売上高 1,899 百万円に対する比率約 3.24%を確保することを目標とする。</p>	